



本巢市用

市 民 税
県 民 税
森林環境税

特別徴収に関するつづり

特別徴収事務についての問い合わせ先

本 巢 市 役 所

税務課 市民税係

〒501-0491 岐阜県本巢市早野255番地

TEL (058) 323-8133 (直通)

FAX (058) 323-8134

E-mail zeimu@city.motosu.lg.jp

目 次

1 特別徴収の取扱要領	
(1) 特別徴収について	1 ページ
(2) 特別徴収義務者について	1 ページ
(3) 特別徴収税額通知書について	1 ページ
(4) 毎月の給与から差し引く月割額	1 ページ
(5) 特別徴収の納入期限	2 ページ
(6) 月割額を滞納された場合	2 ページ
(7) 特別徴収税額の変更について	3 ページ
(8) 納入書の記入・取り扱いについて	3 ページ～
(9) 納期の特例について	9 ページ
(10) 所在地・名称変更届出書の提出について	10 ページ
(11) 普通徴収から特別徴収への切り替えを希望される場合	10 ページ
(12) 納税者が退職又は転勤された場合	10 ページ
(13) 退職・転勤などの場合の未納月割額の納入について	11 ページ
(14) 市民税・県民税・森林環境税の非課税の範囲について	11 ページ
2 退職所得に係る特別徴収の取扱要領	12 ページ～
3 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額払込金融機関一覧表	14 ページ
4 ゆうちょ銀行・郵便局の指定について	15 ページ
納期の特例についての承認申請書	16 ページ
特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	17 ページ
特別徴収への切替届出書記入例	18 ページ
特別徴収への切替届出書	19 ページ
給与所得者異動届出書記入例	20 ページ～
給与所得者異動届出書	23 ページ～

1 特別徴収の取扱要領

(1) 特別徴収について

特別徴収とは、納税者の便宜を図る目的から、地方税法第321条の3、本巢市税条例第44条の規定により、納税者が納めなければならない1年間の市民税・県民税・森林環境税額を月割りにし、給与から差し引いて納税者本人に代わって、特別徴収義務者が納入する制度です。

(2) 特別徴収義務者について

特別徴収義務者とは、地方税法第321条の4、本巢市税条例第45条の規定により、指定された給与の支払者をいいます。市が「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」を送達すると、特別徴収の義務が発生します。

(3) 特別徴収税額通知書について

特別徴収税額の通知書を受け取られましたら、内容をご確認のうえ、「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」を、速やかに納税義務者に交付してください。

(4) 毎月の給与から差し引く月割額

同封の「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」に基づき給与から差し引いてください。

(5) 特別徴収の納入期限

特別徴収義務者は、6月から翌年5月まで毎月給与の支払をするときに徴収して、翌月10日（日曜日・祝日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日）までに、本市が指定する金融機関へ同封した「市民税・県民税・森林環境税納入書」により納入していただくか、口座振替もしくは地方税共通納税システムを利用して納入してください。

(※) 本市が指定する金融機関については14ページをご覧ください。又、ゆうちょ銀行・郵便局（岐阜県、愛知県、三重県及び静岡県を除く）を利用される場合は、15ページの指定通知書とともに、提出してください。

(※) 給与支払報告書提出時に、納入書の送付を不要と記載された場合は、同封していません。

(※) 納期特例承認事業所は9ページの(9)をご覧ください。

(6) 月割額を滞納された場合

延滞金

納期限までに税金を納付されないと延滞金が増加されます。延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じた税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に、法律の定めによる割合を乗じて計算した額となります。

ただし、延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

督促

納期限までに税金を納付されない場合には、地方税法第329条により納期限後20日以内に督促状を発送します。

督促状を発送した日から起算して10日を通過した日までにこの税金にかかる徴収金を完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

(7) 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後に、その税額に増減があり、これを変更する必要があるときは、「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）」及び「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書（納税義務者用）」を送付しますので、「納税義務者用」は各納税者に交付してください。また、この税額通知書をお受け取りになりましたら、変更後の月割額によって徴収し、納入してください。

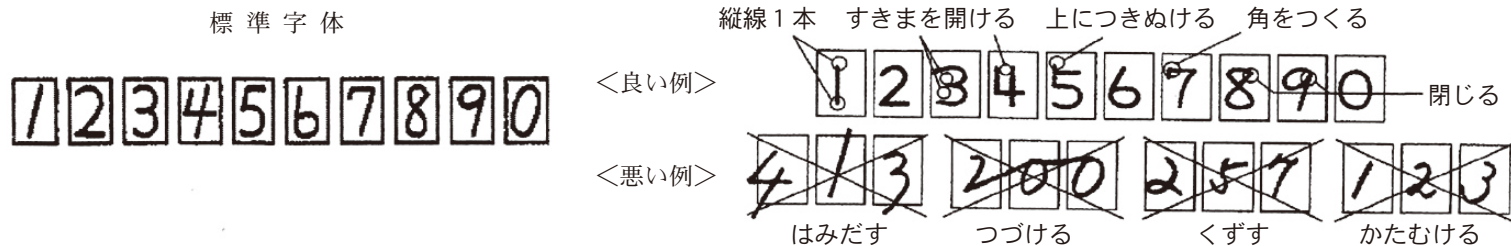
(8) 納入書の記入・取り扱いについて

「市民税・県民税・森林環境税納入書」はOCR（光学文字読取り装置）処理用の様式を使用しておりますので、以下の注意事項、記入例をご参照いただき間違いのないようにお願いします。

- ① 「市民税・県民税・森林環境税納入書」つづりには、各月納入事業所の場合その年の6月から翌年5月までの12枚、予備用3枚、また納期特例承認事業所の場合11月分（6月～11月までの前期用）、5月分（12月～翌年5月までの後期用）の2枚、予備用3枚が綴じてあります。
- ② 金融機関で納入される場合は、「市民税・県民税・森林環境税納入書」にあらかじめ特別徴収義務者名など必要項目が印字してありますので、必ず同封の納入書を使用してください。
- ③ 各月分の「市民税・県民税・森林環境税納入書」には、納入すべき金額が「納入金額（1）」に印字されています。税額変更があった場合の取り扱いについては、6ページの記入例（2）をご参照ください。

- ④ 「市民税・県民税・森林環境税納入書」は、OCRで直接読み取りを行いますので「黒のボールペン」を使用し、「標準字体」にならって枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記入してください。（下記の〈注意事項〉参照）
- ⑤ 退職所得に係る「市民税・県民税・森林環境税納入申告書」は、「市民税・県民税・森林環境税納入済通知書」の裏面にあります。納税義務者別の内訳を必ず記入してください。
- ⑥ 「市民税・県民税・森林環境税納入済通知書」は直接機械に読み込ませますので、汚したり折り曲げたりしないで大切に取り扱いってください。
- ⑦ ご不明な点又は用紙等を必要とされる場合は、税務課までご連絡ください。

〈注 意 事 項〉



[記入例]

(1) 納入すべき金額が「納入金額 (1)」の欄の金額と同じ場合

岐阜県 本巣市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 **領収証書** ㊦

市区町村コード 212181	口座番号 00870-7-961286	加入者名 岐阜県本巣市会計管理者
令和〇年〇月分	指定番号 5432100	納入金額(1) 913,400 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納給与分 所得分	納退職 所得分
金延滞金	金延滞金	金延滞金
額督促 手数料	額督促 手数料	額督促 手数料
合計額	合計額	合計額
(特別徴収義務者) 住所 〒501-0419 所在地 岐阜県本巣市早野〇〇番地 氏名 〇〇〇 株式会社 名称 〇〇〇 株式会社		領収 日付 印 本巣市

上記のとおり領収しました。 (納入者保管)

岐阜県 本巣市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 **納入書** ㊦

市区町村コード 212181	口座番号 00870-7-961286	加入者名 岐阜県本巣市会計管理者
令和〇年〇月分	指定番号 5432100	納入金額(1) 913,400 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納給与分 所得分	納退職 所得分
金延滞金	金延滞金	金延滞金
額督促 手数料	額督促 手数料	額督促 手数料
合計額	合計額	合計額
(特別徴収義務者) 住所 〒501-0419 所在地 岐阜県本巣市早野〇〇番地 氏名 〇〇〇 株式会社 名称 〇〇〇 株式会社		領収 日付 印 本巣市

上記のとおり納入します。 (金融機関保管)

岐阜県 本巣市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 **納入済通知書** ㊦

市区町村コード 212181	口座番号 00870-7-961286	加入者名 岐阜県本巣市会計管理者
令和〇年〇月分	指定番号 05432100	納入金額(1) 913,400 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納給与分 所得分	納退職 所得分
金延滞金	金延滞金	金延滞金
額督促 手数料	額督促 手数料	額督促 手数料
合計額	合計額	合計額
(特別徴収義務者) 住所 〒501-0419 所在地 岐阜県本巣市早野〇〇番地 氏名 〇〇〇 株式会社 名称 〇〇〇 株式会社		領収 日付 印 納

上記のとおり通知します。 受付店→取りまとめ店→本巣市(本巣市保管)

納入済通知書の納入金額欄に「納」記号は記入しないでください。

・納入すべき金額に変更がない場合は、納入書をそのまま使用してください。

何も記入していただく必要はありません。

[記入例]

(2) 納入すべき金額が「納入金額(1)」の欄の金額と異なる場合(給与分のみの場合)

岐阜県 本巣市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
212181	00870-7-961286	岐阜県本巣市会計管理者
令和〇年〇月分	指定番号	納入金額(1)
	5432100	913,400
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 所得分	946700
	退職所得分	
	延滞金	
納期限 令和〇年〇月〇日	督促手数料	
	(2) 合計額	946700

(特別徴収義務者)
住所 〒501-0419
又は所在地 岐阜県本巣市早野〇〇番地
氏名 〇〇〇 株式会社
又は名称

領収日付印 本巣市

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

岐阜県 本巣市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入書

市区町村コード	口座番号	加入者名
212181	00870-7-961286	岐阜県本巣市会計管理者
令和〇年〇月分	指定番号	納入金額(1)
	5432100	913,400
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 所得分	946700
	退職所得分	
	延滞金	
納期限 令和〇年〇月〇日	督促手数料	
	(2) 合計額	946700

(特別徴収義務者)
住所 〒501-0419
又は所在地 岐阜県本巣市早野〇〇番地
氏名 〇〇〇 株式会社
又は名称

領収日付印 本巣市

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

岐阜県 本巣市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書

市区町村コード	口座番号	加入者名
212181	00870-7-961286	岐阜県本巣市会計管理者
年月分	指定番号	納入金額(1)
〇〇〇〇	05432100	913,400
212181	給与分 所得分	946700
	退職所得分	
	延滞金	
納期限 令和〇年〇月〇日	督促手数料	
	(2) 合計額	946700

ゆうちょ銀行名古屋野金事務センター (469-8794)

(特別徴収義務者)
住所 〒501-0419
又は所在地 岐阜県本巣市早野〇〇番地
氏名 〇〇〇 株式会社
又は名称

領収日付印 納

上記のとおり通知します。 受付店→取りまとめ店→本巣市(本巣市保管)

納入済通知書の納入金額欄に「¥」記号は記入しないでください。

- 例) ・ 納入すべき金額が、税額変更又は退職等により「納入金額(1)」と異なるときは、「納入金額(1)」の金額を横線で消し、「納入金額(2)」の該当する欄と合計欄に納入すべき金額を記入してください。
- ・ 「納入金額(2)」に記入していただく字体は、標準字体にならって記入してください。この場合、納入済通知書の納入金額の頭には¥記号を記入しないでください。
標準字体(4ページ参照)
- ・ 納入金額を書き損じた場合は、「市民税・県民税・森林環境税納入書」つづりのうしろに綴じてある予備の納入書を使用してください。記入方法については8ページの(4)をご参照ください。

[記入例]

(3) 納入すべき金額が「納入金額(1)」の欄の金額と異なる場合(給与分と退職分がある場合)

岐阜県 本巣市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
212181	00870-7-961286	岐阜県本巣市会計管理者
令和〇年〇月分	指定番号	納入金額(1)
	5432100	913,400
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 納 入 退職 所得分	千 百 十 万 千 百 十 四 9 7 0 4 0 0 9 4 0 0 0
納期限 令和〇年〇月〇日	金 延滞金	
	額 督促 手数料	
	(2) 合計額	1 0 6 4 4 0 0
(特別徴収義務者) 住所 〒501-0419 又は 所在地 岐阜県本巣市早野〇〇番地 氏名 〇〇 株式会社 又は 名称		領収日付印 本巣市

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

岐阜県 本巣市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入書

市区町村コード	口座番号	加入者名
212181	00870-7-961286	岐阜県本巣市会計管理者
令和〇年〇月分	指定番号	納入金額(1)
	5432100	913,400
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 納 入 退職 所得分	千 百 十 万 千 百 十 四 9 7 0 4 0 0 9 4 0 0 0
納期限 令和〇年〇月〇日	金 延滞金	
	額 督促 手数料	
	(2) 合計額	1 0 6 4 4 0 0
(特別徴収義務者) 住所 〒501-0419 又は 所在地 岐阜県本巣市早野〇〇番地 氏名 〇〇 株式会社 又は 名称		領収日付印 本巣市

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

岐阜県 本巣市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書

市区町村コード	口座番号	加入者名
212181	00870-7-961286	岐阜県本巣市会計管理者
令和〇年〇月分	指定番号	納入金額(1)
	05432100	913,400
212181	給与分 納 入 退職 所得分	千 百 十 万 千 百 十 四 9 7 0 4 0 0 9 4 0 0 0
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	金 延滞金	
納期限 令和〇年〇月〇日	額 督促 手数料	
	(2) 合計額	1 0 6 4 4 0 0
(特別徴収義務者) 住所 〒501-0419 又は 所在地 岐阜県本巣市早野〇〇番地 氏名 〇〇 株式会社 又は 名称		納 入 済 通 知 書 の 納 入 金 額 欄 に 「 ¥ 」 記 号 は 記 入 し ない で ください。

上記のとおり通知します。 受付店→取りまとめ店→本巣市(本巣市保管)

- 例) ・納入すべき金額が、退職所得分の納入等により「納入金額(1)」と異なるときは、「納入金額(1)」の金額を横線で消し、「納入金額(2)」の該当する欄と合計欄に納入すべき金額を記入してください。
- ・「納入金額(2)」に記入していただく字体は、標準字体にならって記入してください。この場合、納入済通知書の納入金額の頭には¥記号を記入しないでください。

標準字体 (4ページ参照)

- ・納入金額を書き損じた場合は、「市民税・県民税・森林環境税納入書」つづりのうしろに綴じてある予備の納入書を使用してください。記入方法については8ページの(4)をご参照ください。
- ・退職所得分の市民税・県民税の計算方法等は12~13ページをご参照ください。
- ・退職者が2名までの場合は、納入申告書の下欄に記入して、3名以上いる場合については税務課にお尋ねください。

[退職所得分の記入例]

◎退職所得分については記入してください。

市民税 県民税 納入申告書

本巣市長様

令和〇年 〇月 〇日提出

退職手当等支払金額	千 百 十 万 千 百 十 四	1 6 8 8 0 0 0 0
特別徴収税額	千 百 十 万 千 百 十 四	5 6 4 0 0 0
市民税	千 百 十 万 千 百 十 四	3 7 6 0 0 0
県民税	千 百 十 万 千 百 十 四	

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分額課税に係る所得割の納入について申告します。

住所(居所) 又は 所在地 岐阜県本巣市早野〇〇番地 (受付印)

式又は名称 〇〇株式会社

法人番号 1234567890123

住所 本巣市早野〇〇番地 氏名 本巣 太郎

退職支払金額 76,880,000円 勤続年数 30年 市民税合計税額 94,000円

住所 氏名

退職支払金額 勤続年数 市民税合計税額

[記入例]

(4) 予備の納入書を使用される場合

岐阜県 本巣市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		領収証書	
市区町村コード	口座番号	加入者名			
212181	00870-7-961286	岐阜県本巣市会計管理者			
令和〇年〇月分		指定番号	納入金額(1)		
		5432100	円		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 （徴収 分を含む）	913400		
		納入			
		退職所得分			
		金延滞金			
納期限 令和〇年〇月〇日		額督促手数料			
		(2)合計額	913400		
(特別徴収義務者) 住所 〒501-0419 所在地 岐阜県本巣市早野〇〇番地 氏名 〇〇〇 株式会社 名称		領収日付印	本巣市		
上記のとおり領収しました。		(納入者保管)			

岐阜県 本巣市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		納入書	
市区町村コード	口座番号	加入者名			
212181	00870-7-961286	岐阜県本巣市会計管理者			
令和〇年〇月分		指定番号	納入金額(1)		
		5432100	円		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 （徴収 分を含む）	913400		
		納入			
		退職所得分			
		金延滞金			
納期限 令和〇年〇月〇日		額督促手数料			
		(2)合計額	913400		
(特別徴収義務者) 住所 〒501-0419 所在地 岐阜県本巣市早野〇〇番地 氏名 〇〇〇 株式会社 名称		領収日付印	本巣市		
上記のとおり納入します。		(金融機関保管)			

岐阜県 本巣市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		納入済通知書	
市区町村コード	口座番号	加入者名			
212181	00870-7-961286	岐阜県本巣市会計管理者			
令和〇年〇月分		指定番号	納入金額(1)		
		05432100	*****		
212181		給与分 （徴収 分を含む）	913400		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納入			
		退職所得分			
		金延滞金			
納期限 令和〇年〇月〇日		額督促手数料			
取引まとめ店 ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター (〒469-8794)		(2)合計額	913400		
領収日付印		納			
上記のとおり通知します。		受付店→取りまとめ店→本巣市(本巣市保管)			

納入済通知書の納入金額欄に「Y」記号は記入しないでください。

- 例) ・各月分の「市民税・県民税・森林環境税納入書」が汚損等で使用できなくなった場合、又は「納入金額(2)」に記入するときに書き損じた場合等に使用してください。
- ・記入していただく箇所は次のとおりです。
 - 1) 「納入金額(2)」の欄……………給与分、退職所得分等の該当する欄と合計欄に納入すべき金額を記入してください。
 - 2) 「□□□□」の欄……………徴収年月です。令和8年7月の場合は、0807と記入してください。(領収証書及び納入書にもご記入ください。)
 - 3) 「納期限」の欄……………徴収月(給与等支給月)の翌月10日(翌月10日が日曜日・祝日に当たる時はその翌日、土曜日に当たる時はその翌々日)が納期限です。
 - ・「納入金額(1)」には、納入金額を記入しないでください。

(9) 納期の特例について

給与等の支払を受ける者が常時10人未満の事業主は、市長に16ページの「納期の特例についての承認申告書」を提出することにより（承認された場合）給与等の支払の際徴収した税額を、次のように年2回で納入することができます。

（「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということで、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が9人までのことです。）

納期→6月から11月までの分を……12月10日までに、12月から翌年5月までの分を……6月10日までに

（納期限が日曜日・祝日に当たるときはその翌日、土曜日にあたるときはその翌々日）

なお、この納期の特例については、退職手当等にかかる特別徴収にも適用されます。

〔ご注意〕

- ① 納期特例の承認申請をされても、滞納や著しい納入遅延がある場合は、承認されないことがあります。また、承認を受けても滞納したり、納入遅延があったりしますと、この特例の承認を取り消すことになります。
- ② 納期特例の承認後、給与等の支払を受ける者の人数が条件の限度を超えることとなった場合（常時10人以上になったとき）は、その旨を速やかに届けてください。
- ③ 納期特例が承認された場合でも退職などがあつたときは、「異動届出書」を翌月10日までに必ず提出してください。
- ④ 納期特例の承認を受けた場合の「市民税・県民税・森林環境税納入書」は、11月分（6月～11月、前期用）と、5月分（12月～5月、後期用）との2種類になります。
- ⑤ 納期特例の承認は、来年度以降に引き継がれますから、承認申請書は一度だけの提出で結構です。

（ただし、事業所名の変更等により特別徴収義務者名が変更になった場合は、改めて申請してください。）

(10) 所在地・名称変更届出書の提出について

特別徴収義務者の事業所名、所在地が変更になった場合は、17ページの「届出書」を提出してください。

(11) 普通徴収から特別徴収への切り替えを希望される場合

普通徴収で市民税・県民税・森林環境税を納付されていた方が入社されたなどの理由により、普通徴収から特別徴収への切り替えを希望される場合は、18ページの記入例を参照のうえ19ページの「市民税・県民税・森林環境税の特別徴収への切り替え届出書」を作成し、税務課あてに提出してください。ただし、普通徴収で納期が到来している分については、特別徴収への切り替えができませんので、注意してください。

なお、二重納付を防ぐため、納税者に届いている普通徴収納税通知書で納付状況を必ず確認してください。

(12) 納税者が退職又は転勤された場合

納税者が異動（退職・死亡・転勤・長期欠勤等）されて給与の支払を受けなくなったときは、その月の翌月以降の月割額を徴収して納入する義務はありませんので、20～22ページの記入例を参照のうえ23ページ以降の「異動届出書」を作成し、翌月10日までに税務課あてに提出してください。ただし、翌年1月1日以降に退職の場合は次の（13）の説明のとおりです。

なお、「異動届出書」の提出がないと「督促状」が発付されることがあります。

(13) 退職・転勤などの場合の未納月割額の納入について

- ① 退職された場合の未納月割額は普通徴収の方法に変更し、市から直接納税者に納税通知書を郵送しますから異動後の住所などは必ず詳細に記入してください。

◎未徴収税額の一括徴収について

6月1日から12月31日までの間に退職されたときの翌月分以降5月分までの未徴収税額は、納税者から「一括徴収されたい」旨の申し出があれば退職時に一括徴収してください。なお、翌年1月1日以降4月30日までの間に退職された場合は、納税者からの申し出がなくても翌月分以降5月分までの未徴収税額を一括徴収してください。この場合は、その者に支払われるべき給与・退職手当等の合計額が未徴収税額の全額を超えるときに限ります。

※ この一括徴収は、給与・退職手当などの支払をする際徴収し、翌月10日までに給与分に合算し、納入してください。

※ 一括徴収のときの「異動届出書」の記入例は、21ページにあります。

- ② 転勤の場合は、転勤先に未納月割額等の連絡をしていただいたうえで「異動届出書」の提出をしてください。後日当市から通知します。

(14) 市民税・県民税・森林環境税の非課税の範囲について

1. 非課税
 - ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
 - ② 賦課期日（当年1月1日）現在、障がい者・未成年者・ひとり親または寡婦で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
2. 均等割非課税 均等割のみを課すべき人のうち前年の合計所得が { 28万円×（同一生計配偶者+扶養人数（16歳未満の扶養親族を含む）+1） } + 10万円+16.8万円以下の人
ただし、同一生計配偶者または扶養者がいない人は、16.8万円は加算されません。
3. 所得割非課税 前年の合計所得が { 35万円×（同一生計配偶者+扶養人数（16歳未満の扶養親族を含む）+1） } + 10万円+32万円以下の人
ただし、同一生計配偶者または扶養者がいない人は、32万円は加算されません。

2 退職所得に係る特別徴収の取扱要領

退職所得に対する個人の市民税・県民税は他の所得と分離して（いわゆる分離課税）、所得税の場合と同様に退職手当等の額に応じ税額を計算し、支払金額からその税額を差し引いて、退職者の退職した年の1月1日現在における住所地の市町村に納めていただきます。

（1）納入期限

特別徴収義務者は退職手当等の支払をするときは、その税額を徴収して、翌月10日（翌月10日が日曜日・祝日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日）までに市の指定する金融機関で納入書により納入してください。

（2）納入書及び納入申告書の記入について

退職所得に対する個人の市民税・県民税の納入書は給与所得に係る納入書と同じです。

退職所得分については「退職所得分」の欄に記入するとともに、「納入済通知書」裏面にある「納入申告書」欄にも所要事項を必ず記入してください。

また退職により一括徴収した場合は、退職所得分の欄ではなく給与分の欄に他の給与分と合算した金額を記入してください。

なお、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」1部を提出してください。

注) 個人事業主の方へ

特別徴収義務者が個人事業主の方である場合は、下記のとおり各機関ごとに書類を分けてご提出していただきますようお願いいたします。

① 金融機関への提出

納入書（裏面の納入申告書は記入せずにご提出ください。）

② 市（税務課）への提出

納入申告書（①とは別の納入書裏面の申告書に個人番号を含む必要な事項を記入し、申告書のみご提出ください。）

(3) 税額の計算

退職所得については、所得税の場合と同様に、次の(4)の計算例に従って、まず退職金の額①から下表の「退職所得控除額」②を控除した残額に2分の1を乗じてください。(1,000円未満切り捨て)

※勤続年数が5年以内の法人役員等については、2分の1を乗じる措置を適用しません。

※令和4年1月1日以降の退職所得に対し、勤続年数が5年以内の法人役員等以外については、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分について、2分の1を乗じる措置を適用しません。

退職所得控除額早見表

勤続年数	控除額	勤続年数	控除額
2年以下	80万円	22	940万円
3	120	23	1,010
4	160	24	1,080
5	200	25	1,150
6	240	26	1,220
7	280	27	1,290
8	320	28	1,360
9	360	29	1,430
10	400	30	1,500
11	440	31	1,570
12	480	32	1,640
13	520	33	1,710
14	560	34	1,780
15	600	35	1,850
16	640	36	1,920
17	680	37	1,990
18	720	38	2,060
19	760	39	2,130
20	800	40	2,200
21	870	41年以上	下記

※41年以上……2,200万円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに70万円を加算した額。

※障がい退職の場合には、これに100万円を加算した額を控除額とします。

次に、上記で算出された額③に税率(市民税6%、県民税4%)を乗じ、市民税・県民税を求めてください。(100円未満切り捨て)

(4) 計算例(通常の場合)

就職年月日 平成9年4月1日

退職年月日 令和8年11月25日

退職金の額 16,880,000円①

勤続年数 29年7か月……30年(1年未満の端数は1年とする。)

退職所得控除額 15,000,000円②

退職所得控除額控除後の金額

$(① - ②) \times 1 / 2 = 940,000$ 円③(1,000円未満切り捨て)

<市民税>

$③ \times 6\% = 56,400$ 円(100円未満切り捨て)

<県民税>

$③ \times 4\% = 37,600$ 円(100円未満切り捨て)

3 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額払込金融機関一覧表

指定金融機関

大垣西濃信用金庫

収納代理金融機関

大垣共立銀行

十六銀行

岐阜信用金庫

岐阜商工信用組合

ぎふ農業協同組合

上記の金融機関の本・支店等

郵便局

岐阜県、愛知県、三重県及び静岡県内のゆうちょ銀行・郵便局

指定を受けたゆうちょ銀行・郵便局

(利用されるゆうちょ銀行・郵便局に指定通知書を提出してください。)

4 ゆうちょ銀行・郵便局 の指定について

特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に利用される局名等を記載の上、当初納入される際に提出してください。

なお、前年度利用の指定局は、本年度も引き続き利用できますので届出の必要はありません。

キ
リ
ト
リ
線

年 月 日

ゆうちょ銀行 店長 様

郵便局長 様

岐阜県本巣市長 藤原 勉
(公印省略)

指 定 通 知 書


貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の取扱局に指定しましたので通知します。

記

- | | | |
|---|--------|-------------------|
| 1 | 口座番号 | 00870-7-961286 |
| 2 | 加入者の名称 | 本巣市会計管理者 |
| 3 | とりまとめ店 | ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター |

郵便番号469-8794

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の納期の特例についての承認申請書

 (あて先) 本 巢 市 長 年 月 日提出	申 請 者	所 在 地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号			
		氏名又は名称											担 当 者 連 絡 先	所 属		
		個人番号又は 法 人 番 号														
													電 話	内線 ()		
地方税法第321条の5の2並びに本巢市税条例第46条の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。																
特例の適用を受けようとする税額			年 月分以降の納期にかかる市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額													
申請の日前6カ月間の各月末 の給与の支払を受ける者の人員 及び給与支払額 (臨時雇用人分は、下段のカ ッコ内に記入してください。)	区 分	給与支払人員	給 与 支 払 額	区 分	給与支払人員	給 与 支 払 額										
	年 月分	人 (人)	円 (円)	年 月分	人 (人)	円 (円)										
	年 月分	人 (人)	円 (円)	年 月分	人 (人)	円 (円)										
	年 月分	人 (人)	円 (円)	年 月分	人 (人)	円 (円)										
現に市税の滞納があり、または最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細																

お知らせ

常時雇用が9人までの事業所は、この申請書を提出されますと、滞納などの特別な場合を除き「納期特例」を承認いたします。
 ※前年までに、承認済みの事業所は、年度が変わっても提出の必要はありません。詳しくは本つづりの9ページをご覧ください。
 ※この様式は本巢市ホームページ (<https://www.city.motosu.lg.jp>) からダウンロードできます。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書



(あて先) 本 巢 市 長 年 月 日提出	給 与 支 払 者 <small>(特別徴収義務者)</small>	所在地	〒	特別徴収義務者指定番号				
		氏名又は 氏名	〒	担連	所 属			
				当 絡 者 先	氏 名			
					電 話	内線 ()		

事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 日
フリガナ			
所 在 地	〒	〒	年 月 日
フリガナ			
名 称			年 月 日
電 話	() 局 番 内線	() 局 番 内線	年 月 日
備 考			1. 現年度 2. 過年度 3. 両年度
		※ 処 理 事 項	

◎所在地・名称には誤読をさけるために必ずフリガナをつけてください。

◎この様式は本巢市ホームページ (<https://www.city.motosu.lg.jp>) からダウンロードできます。

記入例

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収への切替届出書

市 記 入 欄
— —



(あて先) 本 巢 市 長 令和〇年〇月〇日提出	給 与 支 払 者	(特別徴収義務者)	所在地	〒501-0419 本巢市早野〇〇番地	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規 追加 (〇で囲んでください) 5432100		
			フリガナ	〇〇〇	担連 当絡 者先	所 属	人事課	
			氏名又は 名 称	〇〇〇 株式会社		氏 名	文殊 太郎	
			電話	(058) 323-1155	内 線 [123]			

下記の者の市民税・県民税・森林環境税を特別徴収へ切り替えを希望します。

該 当 者	受 給 者 番 号	212181		普通徴収の 納付状況	<input type="checkbox"/> 全額未納 <input type="checkbox"/> 1期まで納付済 <input type="checkbox"/> 2期まで納付済 <input checked="" type="checkbox"/> 3期まで納付済 ◎重複納付を防ぐため、納付状況を必ず記入してください。 ◎普通徴収で納期が到来している分については、特別徴収への切替ができませんので、注意してください。
	フリガナ	モトス タロウ			
	氏 名	本巢 太郎			
	生 年 月 日	大・昭・平	51年7月1日		
	1月1日現在の住所	本巢市早野〇〇番地			
	現 住 所	同上			
特別徴収開始月	[11] 月分 (翌月10日納期限)		備 考		

◎特別徴収開始月はこの申請書提出から1ヶ月ほどの余裕を見込んでください。

◎届出書が不足する場合は、コピーしていただくか、本巢市ホームページ (<https://www.city.motosu.lg.jp>) からダウンロードしてください。

市 記 入 欄

-

-

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収への切替届出書

受付印

(あて先) 本 巢 市 長 年 月 日提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規 追加 (○で囲んでください)		
		フリガナ		担連	所 属		
		氏名又は 名 称		当絡	氏 名		
					者先	電 話	内 線 []

下記の者の市民税・県民税・森林環境税を特別徴収へ切り替えを希望します。

該 当 者	受給者番号			普通徴収の 納付状況	<input type="checkbox"/> 全額未納 <input type="checkbox"/> 1期まで納付済 <input type="checkbox"/> 2期まで納付済 <input type="checkbox"/> 3期まで納付済 ◎重複納付を防ぐため、納付状況を必ず記入してください。 ◎普通徴収で納期が到来している分については、特別徴収への切替ができませんので、注意してください。	
	フリガナ					
	氏 名					
	生 年 月 日	大・昭・平	年 月 日			
	1月1日現在の住所					
	現 住 所					
特別徴収開始月	[] 月分 (翌月10日納期限)		備 考			

◎特別徴収開始月はこの申請書提出から1ヶ月ほどの余裕を見込んでください。

◎届出書が不足する場合は、コピーしていただくか、本巢市ホームページ (<https://www.city.motosu.lg.jp>) からダウンロードしてください。

記入例 (退 職)



給与支払報告 給与支払者 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

				年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度				
(あて先) 本 巢 市 長 今 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 提 出		所在地 〒501-0419 本 巢 市 早 野 ○ ○ 番 地		特別徴収義務者 指 定 番 号		5432200				
フリガナ ○ ○ ○		氏名又は名称 ○ ○ ○ 株 式 会 社		担 連 当 格 者 先		所 属 人 事 課				
個人番号 又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰め記載		電 話		058-323-1155 内線 (123)				
給 与 所 得 者	フリガナ	モトス タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
	氏 名	本 巢 太 郎								
	生年月日	平 成 2 年 2 月 2 日								
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2								
	受給者番号	3								
1月1日 現在の住所	本 巢 市 早 野 ○ ○ 番 地		6 月 から	11 月 から	今 和 ○ 年	1	1. 退 転 職 ・ 長 2. 休 職 ・ 不 定 期 散 他 3. 死 亡 4. 支 払 少 額 ・ 解 散 5. 合 併 6. 合 併 7. そ の 他 (事由・理由)	3	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
異動後の 住所	同 上		10 月 まで	5 月 まで	○ 月	○ 日				
		12,000 円	5,000 円							
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規 法人番号		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		受給者番号				
	所 在 地	〒		所 属		氏 名		納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)		
	フリガナ			担 当 者 連 絡 先		電 話		右から 番号を1. 必要 2. 不要 記入		
	氏名又は名称					内線 ()				
理 由	2. 一括徴収の場合		徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。			
	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		月 日		円					
理 由	3. 普通徴収の場合		1. 異動が今和○年12月31日までで、一括徴収の申出がないため							
	2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため									
		3. 死亡による退職であるため								

注意) 給与支払者の個人番号 (又は法人番号) 欄及び給与所得者の「個人番号」欄を必ず記入してください。
異動届出書が不足する場合は、本巢市ホームページ (<https://www.city.motosu.lg.jp>) からダウンロードしてご使用ください。

記入例（退職一括徴収）



給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

		年度										1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度						
(あて先) 本 巢 市 長 今 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 提 出		() 給 与 支 払 者 特 別 徴 収 者	所在地	〒501-0419 本 巢 市 早 野 ○ ○ 番 地										特別徴収義務者 指 定 番 号	5432200			
			フリガナ	○ ○ ○										担 連 当 格 者 先	所 属	人 事 課		
			氏名又は名称	○ ○ ○ 株 式 有 限 公 司											氏 名	文 殊 太 郎		
			個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	電話	058-323-1155 内線 (123)
給 与 所 得 者	フリガナ	モ ト ス タ ロ ウ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
	氏 名	本 巢 太 郎																
	生年月日	平 成 2 年 2 月 2 日										6 月 から 10 月 まで	11 月 から 5 月 まで	今 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	1 1. 退 転 休 死 職 ・ 長 欠 不 定 期 散 他 2. 職 欠 不 定 期 散 他 3. 職 欠 不 定 期 散 他 4. 職 欠 不 定 期 散 他 5. 職 欠 不 定 期 散 他 6. 職 欠 不 定 期 散 他 7. 職 欠 不 定 期 散 他 事 由 ・ 理 由	2 1. 特 別 徴 収 継 続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本 人 納 付)		
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0						1	2
	受給者番号	3										12,000 円	5,000 円	7,000 円	○ 月 ○ 日	○ 月 ○ 日	○ 月 ○ 日	○ 月 ○ 日
	1月1日現在の住所	本 巢 市 早 野 ○ ○ 番 地																
異動後の住所	同 上																	

1. 特別徴収継続の場合														
新 しい 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	新 規 法 人 番 号										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を		
	所 在 地	〒										_____ 月分 (翌月10日納入期限分) から		
	フリガナ											徴収し、納入するよう連絡済みです。		
	氏名又は名称											受 給 者 番 号		
													納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を1. 必要 2. 不要 記入

2. 一括徴収の場合														
理 由	1	1. 異動が 今 和 ○ 年 12 月 31 日 まで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
		2. 異動が _____ 年 1 月 1 日 以降で、特別徴収の継続の申出がないため										10 月 25 日	7,000 円	

3. 普通徴収の場合												
理 由		1. 異動が _____ 年 12 月 31 日 までで、一括徴収の申出がないため										※ 市 町 村 記 入 欄
		2. _____ 年 5 月 31 日 までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため										
		3. 死亡による退職であるため										

注意) 給与支払者の個人番号 (又は法人番号) 欄及び給与所得者の「個人番号」欄を必ず記入してください。
異動届出書が不足する場合は、本巢市ホームページ (<https://www.city.motosu.lg.jp>) からダウンロードしてご使用ください。

記入例（転 勤）



給与支払報告 給与支払者 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

		年度										1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度					
(あて先) 本 巢 市 長 今 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 提出		給与支払者 〔特別徴収者〕	所在地 〒501-0419 本 巢 市 早 野 ○ ○ 番 地		特別徴収義務者 指 定 番 号 5432200														
		フリガナ ○ ○ ○	フリガナ ○ ○ ○		担 連 当 格 者 先														
		氏名又は名称 ○ ○ ○ 株 式 会 社	氏名又は名称 ○ ○ ○ 株 式 会 社		所 属 人 事 課														
		個人番号 又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	個人番号 又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		電 話 058-323-1155 内線 (123)														
給与所得者	フリガナ	モトス タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法										
	氏名	本 巢 太 郎																	
	生年月日	平成2年 2月 2日																	
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2																	
	受給者番号	3																	
	1月1日現在の住所	本 巢 市 早 野 ○ ○ 番 地																	
異動後の住所	同 上																		
				12,000 円	5,000 円	7,000 円	今 和 ○ 年	2	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 事由・理由										
					6 月から 10 月まで	11 月から 5 月まで	○ 月	○ 日	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)										
1. 特別徴収継続の場合													新しい勤務先へは、月割額 1,000 円を						
新しい勤務先	特別徴収義務者 指 定 番 号		新 規 法 人 番 号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		11 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。														
	所在地 〒100-0014 東 京 都 千 代 田 区 永 田 町 ○ - ○		担 当 者 連 絡 先	所 属 給 与 係	受 給 者 番 号 5														
	フリガナ ○ ○ ○ トウキョウエイギョウシヨ		氏 名 本 巢 次 郎	電 話 03-0000-0000 内線 ()	納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載) 1 右から 番号を1. 必要 2. 不要 記入														
	氏名又は名称 ○ ○ ○ 株 式 会 社 東 京 営 業 所																		
2. 一括徴収の場合													左記の一括徴収した税額は、						
理由	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。												
	2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月 日		円														
3. 普通徴収の場合													※市町村記入欄						
理由	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため																		
	2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため																		
	3. 死亡による退職であるため																		

注意) 給与支払者の個人番号(又は法人番号)欄及び給与所得者の「個人番号」欄を必ず記入してください。
異動届出書が不足する場合は、本巢市ホームページ (<https://www.city.motosu.lg.jp>) からダウンロードしてご使用ください。

受付印

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

										年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度					
(あて先) 本 巢 市 長 年 月 日 提出		〔特別徴収者〕 給与支払者	所在地	〒							特別徴収義務者 指 定 番 号							
			フリガナ								担 連 当 絡 者 先	所 属						
			氏名又は名称									氏 名						
			個人番号 又は法人番号											電話	内線 ()			
給 与 所 得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法									
	氏 名																	
	生年月日	年	月							日								
	個人番号																	
	受給者番号																	
1月1日 現在の住所			□ 月から □ 月まで		□ 月から □ 月まで		年	□ 月	1. 退 職 ・ 長 期 欠 勤 他 2. 休 職 ・ 長 期 欠 勤 他 3. 死 亡 4. 支 払 少 額 ・ 不 定 額 の 5. 合 併 ・ 解 散 の 6. そ の 他 7. 事 由 ・ 理 由		□ 1. 特別徴収継続 □ 2. 一括徴収 □ 3. 普通徴収 (本人納付)							
異動後の 住所			円		円		□ 日											

1. 特別徴収継続の場合												
新(特別徴収義務者) しい勤務先	特別徴収義務者 指 定 番 号	〔新規〕 法人番号							新しい勤務先へは、月割額 _____円を □ 月分(翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	所 在 地	〒							担 当 者 連 絡 先	所 属		
	フリガナ									氏 名		
	氏名又は名称								電 話	内線 ()		
				納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		□ 右から 番号を 記入		1. 必要 2. 不要				

2. 一括徴収の場合									
理 由	□ 右から 番号を 記入	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 □ 月分(翌月10日納入期限分) で 納入します。		
		2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月 日	円				

3. 普通徴収の場合									
理 由	□ 右から 番号を 記入	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		※市町村記入欄					
		2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため							
		3. 死亡による退職であるため							

注意) 給与支払者の個人番号(又は法人番号)欄及び給与所得者の「個人番号」欄を必ず記入してください。
異動届出書が不足する場合は、本巢市ホームページ (<https://www.city.motosu.lg.jp>) からダウンロードしてご使用ください。

受付印

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

										年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度					
(あて先) 本 巢 市 長 年 月 日 提出		〔特別徴収者〕 給与支払者	所在地	〒							特別徴収義務者 指 定 番 号							
			フリガナ								担 連 当 絡 者 先	所 属						
			氏名又は名称									氏 名						
			個人番号 又は法人番号									個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	電 話	内線 ()				
給 与 所 得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法									
	氏 名												1. 退 職 2. 休 職 3. 死 亡 4. 支 払 少 額 ・ 不 定 期 解 散 5. 合 併 6. そ の 他 7. 事 由 ・ 理 由	右から 番号を 記入	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)			
	生年月日	年	月							日	月	日						
	個人番号																	
	受給者番号									月	から	月				から	年	月
1月1日 現在の住所			月	まで	月	まで	年	月	日									
異動後の 住所			円	円	円													
1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先へは、月割額 _____円を _____月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。								
新(特別徴収義務者) しい勤務先	特別徴収義務者 指 定 番 号	〔新規〕 法 人 番 号																
	所 在 地	〒							担 当 者 連 絡 先	所 属								
	フリガナ									氏 名								
	氏名又は名称								電 話	内線 ()								
										納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要							
2. 一括徴収の場合										左記の一括徴収した税額は、 _____月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。								
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が		年12月31日までで、一括徴収の申出があったため				徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)									
		2. 異動が		年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				月 日	円									
3. 普通徴収の場合										※市町村記入欄								
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が		年12月31日までで、一括徴収の申出がないため														
		2.		年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため														
		3. 死亡による退職であるため																

注意) 給与支払者の個人番号(又は法人番号)欄及び給与所得者の「個人番号」欄を必ず記入してください。
異動届出書が不足する場合は、本巢市ホームページ (<https://www.city.motosu.lg.jp>) からダウンロードしてご使用ください。



給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

										年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度		
(あて先) 本 巢 市 長 年 月 日 提出		(特別徴収者) 給与支払者		所在地 〒						特別徴収義務者 指 定 番 号					
				フリガナ						担 連 当 者 先		所 属			
				氏名又は名称						氏 名		電 話		内 線 ()	
				個人番号 又は法人番号						<small>※個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰め記載</small>					
給 与 所 得 者	フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア - (イ))		異 動 日 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		
	氏 名														
	生年月日		年 月 日												
	個人番号														
	受給者番号														
1月1日現在の住所															
異動後の住所				円		円		円		1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払 6. 合併 7. その他 <small>右から番号を記入</small> 事由・理由		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 <small>右から番号を記入</small> (本人納付)			
1. 特別徴収継続の場合															
(特別徴収義務者) 新しい勤務先		特別徴収義務者 指 定 番 号		所在地 〒		法人番号		新規 担 当 者 連 絡 先		所属 氏 名		内 線 ()		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
		フリガナ						電話		氏 名		受給者番号		納入書の要否 <small>(新規の場合のみ記載)</small>	
		氏名又は名称								電 話		内 線 ()		右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	
2. 一括徴収の場合															
理由		_____ 1. 異動が _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため				徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。					
		_____ 2. 異動が _____ 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				月 日		円							
3. 普通徴収の場合													※市町村記入欄		
理由		_____ 1. 異動が _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため													
		_____ 2. _____ 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため													
		_____ 3. 死亡による退職であるため													

注意) 給与支払者の個人番号(又は法人番号)欄及び給与所得者の「個人番号」欄を必ず記入してください。

- ※印の欄は記入しないでください。
- 異動届出書が不足する場合は、本巢市ホームページ (<https://www.city.motosu.lg.jp>) からダウンロードしてご使用ください。